

第 36 条 海面において、次の表の左欄に掲げる漁具又は漁法により水産動物を採捕する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる範囲でなければならない。

(省略)

2 内水面において、次の表の左欄に掲げる漁具又は漁法により水産動植物を採捕する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる範囲でなければならない。ただし、第 4 条第 1 項第 2 号に掲げるうなぎ稚魚漁業の許可に基づいて採捕する場合は、この限りでない。

漁具又は漁法	範囲
網漁具	網目 15 センチメートルにつき 30 節以下
うけ	うけ具の直径又は方径 1 メートル以下

第 37 条 何人も、内水面において、あゆがっくり掛により、6 月 1 日から 9 月 30 日までの期間内は、水産動物を採捕してはならない。ただし、次の表の第 1 欄に掲げる水系に属する同表の第 2 欄に掲げる河川にあっては、同表の第 3 欄に掲げる期間中、同表の第 4 欄に掲げる区域内においては、この限りでない。

水系	河川名	期間	区域
球磨川	球磨川	8 月 1 日から 9 月 30 日まで	球磨郡錦町錦大橋下流端から下流右岸同郡相良村、左岸同郡錦町木綿葉大橋上流端までの内水面
			万江川吐合口(左岸人吉市中神町小柿第 1 排水樋管排水口上流側境界線とその延長線上の右岸同町に設置した標柱とを結んだ線)から下流同町天狗橋上流端までの内水面
			右岸球磨郡球磨村、左岸葦北郡芦北町大瀬橋下流端から下流右岸球磨郡球磨村、左岸葦北郡芦北町大野大橋上流端までの内水面
			球磨郡相良村六藤橋下流端から下流同村観音橋上流端までの内水面
	川辺川		球磨郡相良村境田橋下流端から下流同村柳瀬橋上流端までの内水面

第 41 条 何人も、熊本市中央区出水二丁目画図湖二つ石から同市東区江津一丁目江津斉藤橋下流端までの区域内においては、竿釣(爆弾釣りを除く。)以外の漁法により、水産動植物を採捕してはならない。

(流路を遮断してなす漁法等の禁止)

第 42 条 何人も、第 39 条の表に規定する区域の上下流各 180 メートル以内の水面においては、同表に定める期間中、流路を遮断してなす漁法、敷き網及び投網により水産動植物を採捕してはならない。

(河口付近における採捕の制限)

第43条 何人も、次の表の左欄に掲げる河川の河口付近であって同表の中欄に掲げる区域においては、12月1日から翌年3月31日までの期間中、同表の右欄に掲げる漁具により水産動物を採捕してはならない。ただし、第4条第1項第2号に掲げるうなぎ稚魚漁業の許可を受けた者が当該許可に基づいて採捕する場合は、この限りでない。

(省略)

2 何人も、次の表の左欄に掲げる河川の河口付近であって同表の中欄に掲げる区域においては、12月1日から翌年5月31日までの期間中、同表の右欄に掲げる漁具により、水産動物を採捕してはならない。ただし、第4条第1項第2号に掲げるうなぎ稚魚漁業の許可を受けた者が当該許可に基づいて採捕する場合は、この限りでない。

河川名	禁止区域	禁止漁具
菊池川	玉名市大浜橋下流端から河口までの内水面	敷き網及び張網(網目の大きさが15センチメートルにつき21節以上のものに限る。)
緑川	熊本市南区川口町平木橋下流端から河口までの内水面	
氷川	八代郡氷川町浜牟田橋下流端から河口までの内水面	
前川	八代市夕葉町白鷺橋下流端から河口までの内水面	
南川	球磨川本流との分派点から河口までの内水面	
球磨川	八代市高下西町夕葉橋下流端から河口までの内水面	
水俣川	水俣市天神町水俣橋下流端から河口までの内水面	

(湖(さく)河魚類の通路を遮断して行う水産動物の採捕の制限)

第47条 湖(さく)河魚類の通路を遮断する漁具又は漁法によって水産動物の採捕を行う場合には、河川流幅の5分の1以上の魚道を開通しなければならない。